

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 10 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{市 区 町 村} \end{array} \right]$ 保育主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について

平素より、保育所及び地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）における新型コロナウイルス感染症対策に御尽力頂きありがとうございます。保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について、下記のとおり周知いたします。

1. 保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し

新型コロナ対策におけるマスクの取扱いの見直しについて、本日の新型コロナウイルス感染症対策本部において別添 1 のとおり決定され、3 月 13 日から適用されることとなります。特に、事業者における対応については、以下のとおりとされており、以下に記載する子どもの取扱いを除き、他の事業者と同様、保育所においても本取扱いが適用されることとなります。

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

同じく本日決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、保育所等における子どものマスク着用については、以下のとおりとされています。

- ・ 2 歳未満児のマスク着用は奨めない。
- ・ 2 歳以上児についても、マスクの着用は求めない。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとする。
- ・ 以上のマスクに関する取扱いについては、令和 5 年 3 月 13 日より適用するものとする。

2. 卒園式におけるマスクの取扱い

学校の卒業式におけるマスクの取扱いについては、本日文部科学省より別添2のとおり通知が発出されたところです。

上記1の保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直しが適用される3月13日より前に保育所等の卒園式を開催する場合は、小学校就学前の子どもについては、これまでもマスク着用を一律に求めないとしてきたところですが、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて別添2で示されている取扱いを御参照ください。また、保育士等の職員や来賓、保護者等のマスク着用等についても別添2で示されている取扱いに準じることとするようお願いいたします。

3月13日以降に卒園式を開催される場合には、上記1の見直し後の考え方に基づき開催いただくようお願いします。

つきましては、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、保育所等におけるマスクの取扱いの詳細につきましては、追って「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A（第二十報）」においてお示しする予定である旨申し添えます。

別添資料1 マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年2月10日対策本部決定）

別添資料2 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（令和5年2月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

参考 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和5年2月10日変更）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf

【問い合わせ】
子ども家庭局保育課
Mail: hoikuka@mhlw.go.jp